

## 専攻科（福祉専攻）履修規程

第1条 学則第50条第6項の規定に基づき、この規程を定める。

### （修了要件）

第2条 福祉専攻を修了し、介護福祉士の資格を取得するためには、次の科目を履修し、59単位を修得しなければならない。

授業科目	授業の種類	開設単位	時間	開設の時期		修了要件		社会福祉主事任用資格 必修
				前期	後期	必修	選択	
社会介護福祉概論	講義 I	2	30	○		2		
社会介護福祉概論	講義 II	6	90	○	○	6		
社会介護福祉概論	講義 III	4	60		○	4		
コミュニケーション技術	講義 I	2	30	○		2		
コミュニケーション技術	演習 II	1	30		○	1		
日常生活支援技術	講義	2	30	○		2		
日常生活支援技術	演習	1	30		○	1		
常日用生活支援技術	講義 I	2	60	○		2		
常日用生活支援技術	演習 II	3	90	○	○	3		
常日用生活支援技術	演習 III	3	90		○	3		
介護過程総合	講義	4	60	○	○	4		
介護過程総合	演習	3	90	○	○	3		
介護過程総合	演習	2	60	○	○	2		
介護実習	実習	5	225	○	○	5		
発達障害認知症	総論	2	30	○		2		
発達障害認知症	総論	2	30	○		2		
心身医療	総論	2	30	○		2		
心身医療	講義 I	2	30	○		2		
心身医療	講義 II	2	30		○	2		
心身医療	アセスメント	4	60	○	○	4		
心身医療	演習	1	30		○	1		
必要最低単位・時間						59単位	注	

### （授業時間）

第3条 授業時間は次のとおりである。

1時限 9:05～10:35

2時限 10:45～12:15

3時限 13:00～14:30

4時限 14:40～16:10

2 介護実習については、規定時間数を確保の上、実習施設等の実情に即し設定できる。

### （履修登録）

第4条 科目を履修しようとする者は、学期初めに所定の履修科目登録票を教務係に提出しなければならない。

2 履修科目登録票の教務係への提出は、毎学期授業開始日後2週間以内とする。

3 正当な理由がなく、所定の期間内に履修科目登録票を提出しない者は受講することができない。

4 履修登録手続き後の履修科目の変更・追加・取消は、原則として認めない。

### (単位修得)

- 第5条 単位を修得するためには、その科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。
- 2 介護実習については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める時間数の5分の4に満たないときは、当該科目的履修の認定をしない。
- 3 不合格の場合は、その科目的単位を修得するためには再履修しなければならない。ただし、再試験の受験が許可されて単位を修得する場合は、この限りではない。
- 4 再試験の成績は、60点をもって最高点とする。

### (試験)

- 第6条 試験は学期末ごとに行うほか、随時行うことができる。
- 2 試験は研究報告・調査報告等をもって代えることができる。
- 3 実習については、前項の規定にかかわらず、独自の方法をもって行うことができる。

### (受験資格)

- 第7条 次の各号に該当するときは、試験を受けることができない。

- (1) 授業料その他納付金未納のとき。
- (2) 受験中に学生証（仮学生証を含む。）を所持しないとき。
- (3) 試験開始後15分以上遅刻したとき。

### (成績評価)

- 第8条 成績の評価は、次のとおりとする。

- 優 (80点以上)
- 良 (66点から79点まで)
- 可 (60点から65点まで)
- 不可 (59点以下)

- 2 不可の評価を受けた科目は、単位を修得できない。

### (不正行為)

- 第9条 試験中に不正行為をした者については、当該科目及び指定した期間の試験を無効とする。

- 2 前項の決定は教授会の審議を経て行う。

### (追試験)

- 第10条 正当な理由によって試験を受けることのできなかった者については、追試験を許可することがある。
- 2 追試験願には、受験できなかった理由を明記し、それを証明する診断書その他の証明書を添付しなければならない。
- 3 追試験の成績は、90点をもって最高点とする。

### (社会福祉主事任用資格取得証明書)

- 第11条 学則第50条第4項に規定する科目を履修し、所定の単位を修得した者には、社会福祉主事任用資格取得証明書を発行する。

## 附 則

- この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。